

目 次

第1章 現代社会における社会的養護の意義と歴史的変遷	5
《第1節 社会的養護の理念と概念》.....	5
《第2節 社会的養護の歴史的変遷》.....	6
第2章 社会的養護の基本	9
《第1節 子どもの人権(権利)擁護と社会的養護》.....	9
《第2節 社会的養護の基本原則》.....	10
第3章 社会的養護の制度と実施体系	12
《第1節 社会的養護の制度の概要》.....	12
《第2節 養育環境に問題のある児童のための施設と事業》.....	14
《第3節 心身に障害のある児童のための施設と事業》.....	19
《第4節 児童健全育成のための施設と事業》.....	24
《第5節 情緒・行動面に問題のある児童のための施設》.....	26
《第6節 家庭養護》.....	29
《第7節 虐待への対応》.....	32
《第8節 社会的養護に関わる専門職》.....	33
第4章 社会的養護の内容	35
《第1節 社会的養護の実際》.....	35
《第2節 社会的養護に関わる相談援助》.....	37
第5章 社会的養護の現状と課題	38
《第1節 児童養護施設入所児童等調査結果》.....	38
《第2節 施設等の運営・管理》.....	39
《第3節 社会的養護の課題と展望》.....	40

【ご利用方法】

- ① まずは、ダウンロードした「問題編」と「解答編」のPDFデータをすべて印刷（プリントアウト）しましょう。印刷した後、「問題編」と「解答編」を別々にクリップなどでまとめ、並べてご覧いただける形をご利用されるとよいでしょう。

「問題編」の問題は、すべて〇×式の一問一答問題となっております。〇×を別紙に書き出すなどして、ページ単位、《節》単位など、ご自分のペースで解き、解説を読み進めていってください。

「理解できた」「押さえられた」と思った問題については、問題番号の前のチェック欄にチェックをつけていき、ひととおり解き終わった後は、チェックのない問題、チェックの少ない問題を重点的に見ていってください。何回も繰り返し問題演習をしていただいて、すべての問題に正解できるようになったときには、「社会的養護」での得点力がかなりアップした状態になっているでしょう。

- ② 「解答編」では、1問ごとに、A・B・Cの3段階で【重要度】を示しております。

【重要度C】でも、ここに掲載されていない知識よりは重要性が高いと考えますが、【重要度A】で間違えた問題を特にマークするなど、復習の際のメリハリづけにご利用いただきたいと思います。

- ③ 「解答編」中の「設備運営基準」とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」のことをいうものとします。

また、「ダイジェスト版」とは、弊社販売の別教材「保育士試験科目別リベンジセット社会的養護」の中の「社会的養護に関する各種資料ダイジェスト版」のことをいうものとします。

- ④ 「設備運営基準」における「保育士」は、国家戦略特別区域限定保育士事業実施区域内にある施設にあっては、「保育士または当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（いわゆる地域限定保育士）」と読み替えるものとします（設備運営基準21条6項等）。

第1章 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷

《第1節 社会的養護の理念と概念》

- 1 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- 2 社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。
- 3 社会的養護は、かつては何らかの障害のある子どもを中心とした施策であったが、現在では、親のない、親に育てられない子ども、虐待を受けた子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- 4 家庭的養護の推進は、養育の内容は維持したままで、養育の形態を変革していくことが重要である。
- 5 施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。

- 6 児童虐待やDVの背景には、さまざまな生きづらさを抱える家族があり、社会的養護は、そのような子どもや家族への継続的な支援を行う役割をもつ。こうした社会から排除されたり孤立している人々を社会の一員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の視点が必要である。
- 7 「児童憲章」では、「すべての児童は、生活のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。」と規定されている。
- 8 「児童憲章」では、「すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。」と規定されている。

《第2節 社会的養護の歴史的変遷》

- 1 わが国では、1874（明治7）年に、貧困者救済のための「恤救規則」が制定された。
- 2 感化事業への先駆的な取り組みとして、1883（明治16）年に、岩永マキは大阪の神道祈とう所に不良少年を収容し保護した。
- 3 「岡山孤児院」は、1887（明治20）年に、仏教徒により設立された。

- 5 平成26年に「母子及び寡婦福祉法」が改正されて、法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称され、父子家庭への支援が拡大されたが、父子家庭は福祉資金貸付の対象とはされなかった。
- 6 市区町村は、子どもとその家庭及び妊産婦等について、地域のリソース（資源）や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の設置に努めるものとされている。
- 7 里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者が、措置解除後も、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、平成29年度より、社会的養護自立支援事業が法定化された。
- 8 「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月）では、「新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」として、都道府県を中心とした支援体制の構築があげられている。